

第八十回国会 商工委員会 議 録 第二十二号

昭和五十二年五月十七日(火曜日) 午前十時四十一分開議

出席委員

- 委員長 野呂 恭一君
- 理事 中島源太郎君
- 理事 武藤 嘉文君
- 理事 上坂 昇君
- 理事 松本 忠助君
- 青木 正久君
- 粕谷 茂君
- 田中 正巳君
- 辻 英雄君
- 榎橋 進君
- 林 義郎君
- 渡部 恒三君
- 中村 重光君
- 長田 武士君
- 西中 清君
- 工藤 晃君
- 大成 正雄君

- 理事 橋口 隆君
- 理事 山崎 拓君
- 理事 佐野 進君
- 理事 玉置 一徳君
- 鹿野 道彦君
- 北川 石松君
- 玉生 孝久君
- 中西 啓介君
- 萩原 幸雄君
- 前田治一郎君
- 岡田 哲児君
- 渡辺 三郎君
- 玉城 栄一君
- 吉田 之久君
- 安田 純治君

- 出府國務大臣 田中 龍夫君
- 通商産業大臣 松永 光君
- 通商産業政務次官 栗原 昭平君
- 通商産業大臣官 岸田 文武君
- 通商産業大臣官 房審議官 岸田 文武君
- 中小企業庁長官 藤沼 六郎君
- 商工委員会調査室長

- 委員外の出席者
- 補欠選任
- 渡部 恒三君
- 北川 石松君

- 委員の異動
- 五月十七日
- 辞任
- 佐々木義武君
- 島村 宜伸君

- 第一類第九号
- 商工委員会議録第二十二号
- 昭和五十二年五月十七日

- 同日
- 辞任
- 補欠選任
- 北川 石松君
- 玉生 孝久君
- 渡辺 恒三君
- 吉田 之久君
- 宮田 早苗君
- 宮田 早苗君
- 宮田 早苗君

- 五月十七日
- 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案(内閣提出第三〇号)
- 同月十四日
- 特許管理士法の制定に関する請願外一件(中村 弘海君紹介)(第五〇四七号)
- 中小企業事業分野確保法の制定に関する請願(池田克也君紹介)(第五〇四八号)
- 同(北側義一君紹介)(第五〇四九号)
- 小売商業調整特別措置法の改正実施等に関する請願(瀬長亀次郎君紹介)(第五〇五〇号)
- 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の改正に関する請願(浦井洋君紹介)(第五〇五一号)
- 中小企業の事業分野を確保する法律の制定に関する請願(瀬崎博義君紹介)(第五〇五二号)
- 中小業者の経営安定に関する請願(柴田陸夫君紹介)(第五〇五三号)
- 同月十六日
- 中小企業事業分野確保法の制定に関する請願(池田克也君紹介)(第五一一三三三号)
- 同(石田幸四郎君紹介)(第五一一一四号)
- 同(古寺宏君紹介)(第五一一一五号)
- 同(池田克也君紹介)(第五一一六七号)
- 同(小川新一郎君紹介)(第五一一六八号)

- 五月十六日
- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の改正に関する陳情書(東京都江戸川区議会議長中川儀郎)(第二三三三三号)
- 中小企業事業分野確保法の制定促進等に関する陳情書外二件(東大阪市議會議長西口佐一外二名)(第二三三三三三号)
- 大規模小売店舗の進出規制に関する陳情書外二件(近畿二府六県議會議長代表和歌山県議會議長堀坂治郎五郎外九名)(第二三三四四号)
- 中小企業貸し倒れ創産防止対策に関する陳情書(石川県議會議長竹野清次)(第二三三五五号)
- 家庭用灯油の価格抑制及び安定供給に関する陳情書(北海道松山郡上ノ国町議會議長加賀利雄)(第二三三六六号)
- 農林漁業用燃料油の価格抑制及び安定供給に関する陳情書(北海道松山郡上ノ国町議會議長加賀利雄)(第二三三七七号)
- 工業団地造成に伴う利子補給制度充実等に関する陳情書(中国五県議會議長代表鳥取県議會議長土谷栄一外四名)(第二三八八八号)
- は本委員会に参考送付された。

- 同日
- 案起草の件について議事を進めます。
- 本件につきましては、委員長において作成いたしました草案を委員各位のお手元に配付してございますので、その起草案の趣旨及び内容につきまして、委員長から御説明申し上げます。
- 先日、当委員会におきまして、中小企業の事業活動の機会確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律案を修正議決いたしました。同法律案では小売業を適用除外としたとしておりますので、別途、小売業関係の現行法律につきまして、同法律案との整合性を持たせるための改正が必要になったと考えるのであります。
- 本改正案は、この考え方にに基づき、小売商業調整特別措置法におきましても、先日議決いたしました法律案と同様の、大企業者の進出に対する調整措置の規定を設けることによりまして、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律と相まって、小売業の部門における中小企業の事業活動の機会確保を図るようとする趣旨であります。
- 本案の主な内容は、第一に、(中小)小売商及び大企業者の定義の規定、第二に、中小小売商団体からの申し出を受けて、都道府県知事が、大規模小売店舗によるもの以外の大企業者の進出計画について調査を行い、その結果を通知するとい、いわゆる事前調査の規定、第三に、中小小売商団体の調整の申し出を受けて、都道府県知事が、大企業者の進出計画に対し調整勧告をすることができることとし、その進出が切迫しているときは一時停止勧告をすることができるとすること、第四に、これらの勧告に大企業者が従わなかった場合には、その旨を公表することができる旨の規定、第五に、調整勧告を受けた大企業者が勧告に従わず、その旨を公表しなかつた場合には、都道府県知事が調整命令を発動できる旨の規定、第六に、都道府県知事が調整命令からの申し出を受け

- 同日
- 案起草の件
- 中小小売業の振興政策に関する件

- 同日
- 案起草の件
- 中小小売業の振興政策に関する件

- 同日
- 案起草の件
- 中小小売業の振興政策に関する件

- 同日
- 案起草の件
- 中小小売業の振興政策に関する件

- 同日
- 案起草の件
- 中小小売業の振興政策に関する件

- 同日
- 案起草の件
- 中小小売業の振興政策に関する件

- 同日
- 案起草の件
- 中小小売業の振興政策に関する件

- 同日
- 案起草の件
- 中小小売業の振興政策に関する件

- 同日
- 案起草の件
- 中小小売業の振興政策に関する件

- 同日
- 案起草の件
- 中小小売業の振興政策に関する件

- 同日
- 案起草の件
- 中小小売業の振興政策に関する件

- 同日
- 案起草の件
- 中小小売業の振興政策に関する件

- 同日
- 案起草の件
- 中小小売業の振興政策に関する件

て、主務大臣がみずから勸告、命令等の調整措置をとることができる旨の規定、第六條に、調整命令違反に対する罰則、以上の諸規定を新たに設けることとあります。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○野呂委員長 本起草案について、別に発言もないようでありますので、直ちに採決に入ります。お諮りいたします。

○野呂委員長 本起草案について、別に発言もないようでありますので、直ちに採決に入ります。お諮りいたします。

〔賛成者起立〕

○野呂委員長 起立総員。よって、本案は委員会提出の法律案とすることに決定いたしました。

○野呂委員長 御異議ありませぬか。よって、御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○野呂委員長 次は、中小小売業の振興政策に関する件について決議したいと存じます。

○野呂委員長 次は、中小小売業の振興政策に関する件について決議したいと存じます。

〔賛成者起立〕

○野呂委員長 次は、中小小売業の振興政策に関する件について決議したいと存じます。

小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律、小売商業調整特別措置法、中小小売商業振興法等について抜本的検討を行うとともに、物品販売事業を行う各種協同組合法について早急に所要の改善措置を講じ、消費者利益の保護及び中小小売業の振興を図るための総合政策の樹立と法制の整備に努めるべきである。

○野呂委員長 起立総員。よって、本案は本委員会の決議とすることに決しました。

〔賛成者起立〕

○野呂委員長 起立総員。よって、本案は本委員会の決議とすることに決しました。

○田中事務大臣 たいま議決をいただきました決議につきましては、その御趣旨を体しまして対処いたしてまいりたいと存じております。

〔賛成者起立〕

○野呂委員長 御異議ありませぬか。よって、さよう決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○野呂委員長 御異議ありませぬか。よって、さよう決しました。

○野呂委員長 御異議ありませぬか。よって、さよう決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○野呂委員長 御異議ありませぬか。よって、さよう決しました。

〔賛成者起立〕

○野呂委員長 御異議ありませぬか。よって、さよう決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○野呂委員長 御異議ありませぬか。よって、さよう決しました。

〔賛成者起立〕

○野呂委員長 御異議ありませぬか。よって、さよう決しました。

第一条の次に次の一条を加える。

〔調査〕

第十四条の二 中小小売団体（一般消費者に対する特定の物品の販売事業（以下「特定物品販売事業」という。）を行う者であることをその直接又は間接の構成員（以下単に「構成員」という。）の資格とし、かつ、その構成員の大部分が中小小売商である団体であつて政令で定める要件に該当するものをいう。以下同じ）は、大企業者が当該特定物品販売事業と同種の事業（大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九号）

第一条の二 この法律において「小売商」とは、小売業（飲食店業を除く。第三項第一号ロを除き、以下同じ。）に属する事業を主たる事業として営む者をいう。

第二条第二項に規定する大規模小売店舗（以下「大規模小売店舗」という。）において行われるものを除く。）につき当該中小小売商団体の構成員たる相当数の中小小売商の経営の安定に悪影響を及ぼすおそれのある事業の開始又は拡大の計画を有していることを認めるときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該計画の内容に関し、その開始又は拡大の時期、規模その他の主務省令で定める事項について調査するよう申し出ることができる。

2 この法律において「中小小売商」とは、資本の額又は出資の総額が千円以下の会社並びに常時使用する従業員数が五十人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種（ロに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

2 都道府県知事は、前項の規定による申出があつた場合において、当該申出の理由があると認めるときは、当該申出に係る事項について必要な調査を行い、その結果を当該中小小売商団体に通知するものとする。

3 この法律において「大企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

第十六条の次に次の五條を加える。

一 次のイ又はロに該当する者以外の者（会社及び個人に限る。）であつて事業を営むもの

第十六条の二 中小小売商団体は、大企業者が当該中小小売商団体の構成員の資格に係る特定物品販売事業と同種の事業（大規模小売店舗において行われるものを除く。）につき事業の開始又は拡大をすることに關し、当該大企業者と当該中小小売商団体の構成員たる中小小売商との間に第十五条各号の一に該当する紛争が生じた場合（その紛争につき、同条のあつせん又は調停が行われている場合を除く。）において、当該事業の開始又は拡大をすることが、当該中小小売商団体の構成員たる相当数の中小小売商が現に販

イ 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種（ロに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

第十六条の三 中小小売商団体は、大企業者が当該中小小売商団体の構成員の資格に係る特定物品販売事業と同種の事業（大規模小売店舗において行われるものを除く。）につき事業の開始又は拡大をすることに關し、当該大企業者と当該中小小売商団体の構成員たる中小小売商との間に第十五条各号の一に該当する紛争が生じた場合（その紛争につき、同条のあつせん又は調停が行われている場合を除く。）において、当該事業の開始又は拡大をすることが、当該中小小売商団体の構成員たる相当数の中小小売商が現に販

ロ 資本の額又は出資の総額が千円以下の会社並びに常時使用する従業員数が五十人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種（ロに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

第十六条の四 中小小売商団体は、大企業者が当該中小小売商団体の構成員の資格に係る特定物品販売事業と同種の事業（大規模小売店舗において行われるものを除く。）につき事業の開始又は拡大をすることに關し、当該大企業者と当該中小小売商団体の構成員たる中小小売商との間に第十五条各号の一に該当する紛争が生じた場合（その紛争につき、同条のあつせん又は調停が行われている場合を除く。）において、当該事業の開始又は拡大をすることが、当該中小小売商団体の構成員たる相当数の中小小売商が現に販

二 前号イ又はロに該当する会社であつて、同号に該当する者が単独でその会社に対し、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資額の総額の二分の一以上に相当する数又は類の株式又は出資を所有する関係その他その事業活動を実質的に支配することが可能なものとして主務省令で定める関係を持つてい

第十六条の五 中小小売商団体は、大企業者が当該中小小売商団体の構成員の資格に係る特定物品販売事業と同種の事業（大規模小売店舗において行われるものを除く。）につき事業の開始又は拡大をすることに關し、当該大企業者と当該中小小売商団体の構成員たる中小小売商との間に第十五条各号の一に該当する紛争が生じた場合（その紛争につき、同条のあつせん又は調停が行われている場合を除く。）において、当該事業の開始又は拡大をすることが、当該中小小売商団体の構成員たる相当数の中小小売商が現に販

第十四条の次に次の一条を加える。

第十六条の六 中小小売商団体は、大企業者が当該中小小売商団体の構成員の資格に係る特定物品販売事業と同種の事業（大規模小売店舗において行われるものを除く。）につき事業の開始又は拡大をすることに關し、当該大企業者と当該中小小売商団体の構成員たる中小小売商との間に第十五条各号の一に該当する紛争が生じた場合（その紛争につき、同条のあつせん又は調停が行われている場合を除く。）において、当該事業の開始又は拡大をすることが、当該中小小売商団体の構成員たる相当数の中小小売商が現に販

売している物品に対する需要の減少をもたらすことにより、これらの中小小売商の経営の安定に著しい悪影響を及ぼす事態が生ずるおそれがあるとき、主務省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、次条第一項の規定による勧告をするよう申し出ることができ

2 都道府県知事は、前項の規定による申出があったときは、その旨を当該申出に係る大企業者に通知するものとする。

(調整勧告)

第十六条の三 都道府県知事は、前条第一項の規定による申出があった場合において、当該申出をした中小小売商団体及び当該申出に係る大企業者の間において同項に規定する事態の発生を回避することが困難であり、かつ、当該事態の発生を回避することにより中小小売商の事業活動の機会を適正に確保する必要があると認められるときは、当該大企業者に対し、当該事業の開始若しくは拡大の時期を繰り下げ、又は当該事業を縮小すべきことを勧告することができ

2 前項の規定による勧告の内容は、前条第一項に規定する事態の発生を回避するために必要な限度を超えないものであり、かつ、一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないものでなければならぬ。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告をしようとするときは、前条第一項の規定による申出をした中小小売商団体及び当該申出に係る大企業者並びに主務省令で定めるところにより選定した一般消費者、関連事業者その他の利害関係者の意見を聴かなければならぬ。

4 都道府県知事は、第一項の規定による勧告をした場合において、大企業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができ

5 都道府県知事は、第一項の規定による勧告をしたときはその旨及びその勧告の内容を、同項

の規定による勧告をしないこととしたときはその旨及びその理由を、前条第一項の規定による申出をした中小小売商団体に通知するものとする。

(一時停止勧告)

第十六条の四 都道府県知事は、第十六条の二第一項の規定による申出に係る大企業者が当該申出に係る事業の開始又は拡大についての計画を実施することにより前条第一項に規定する措置を執らせることが著しく困難となる事態が生ずると認めるときは、当該大企業者に対し、同項の規定による勧告が行われるまでの間の応急の措置として六月以内の期間を定めて、当該事態の発生を回避するために必要な限度を超えない範囲内において、当該計画の実施を一時停止すべきことを勧告することができる。この場合において、当該期間内に同項の規定による勧告をすることができない特別の事情があると認められるときは、六月を超えない範囲内において当該期間を延長することを妨げない。

(調整命令)

2 前条第四項の規定は、前項の規定による勧告に準用する。

第十六条の五 都道府県知事は、第十六条の三第一項の規定による勧告を受けた大企業者が、同条第四項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお正当な理由がなくその勧告に係る措置を執らなかった場合において、第十六条の二第一項に規定する事態が生ずることにより同項の規定による申出をした中小小売商団体の構成員たる中小小売商の相

当部分の事業の継続が著しく困難となるおそれがあると認められるときは、当該大企業者に対し、当該勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができ

2 第十六条の三第三項の規定は、前項の規定による命令に準用する。

(主務大臣による調整措置)  
第十六条の六 主務大臣は、第十六条の二第一項

の規定による申出に係る紛争につき、都道府県知事からの申出があった場合において、自ら当該紛争の解決を図る必要があると認めるときは、第十六条の三から前条までの規定の例により、当該申出に係る大企業者の事業活動の調整に関し必要な措置を執ることができ

2 主務大臣は、前項の規定によりその例によることとされる第十六条の三第一項又は前条第一項の規定により勧告をしようとするとき若しくはしないこととするとき又は命令をしようとするときは、通商産業大臣に協議しなければならぬ。

第十七条中「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九号）第二条第二項に規定する」を「第十六条の二第一項の規定による申出に係るもの及び」に改め、  
第十八条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十九条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。  
2 主務大臣又は都道府県知事は、第十六条の三から第十六条の六までの規定の施行に必要な限度において、第十六条の二の規定による申出に係る大企業者に対し、必要な事項の報告を求めることができ

第二十條第二項中「都道府県知事」を「主務大臣又は都道府県知事」に改め、同条の次に次の一項を加える。  
(主務大臣)

第二十條の二 第十六条の六、第十八条、第十九条第二項及び第二十條第二項の主務大臣は、第十六条の六第一項の規定によりその例によることとされる第十六条の三から第十六条の五までの規定による措置又は第十八条第一項の勧告の対象となる者の当該事業を所管する大臣（その勧告の対象となる者が特別の法律によって設立

された組合又は連合会であるときは、その勧告の対象となる者の当該事業を所管する大臣及びその組合又は連合会を所管する大臣」とする。  
第二十一条中「第二条」を「第一条の二第三項第二号、第二条」に、「及び第十四条」を「第十四条、第十四条の二第一項、第十六条の二第一項及び第十六条の三第三項（第十六条の五第二項において準用する場合を含む）」に改め、  
第二十二条中「五十万円」を「三百万円」に改め、同条に次の一号を加える。  
四 第十六条の五第一項の規定による命令又は第十六条の六第一項の規定によりその例によることとされる第十六条の五第一項の規定による命令に違反した者  
第二十三条中「一万円」を「十万円」に改め、同条第二号中「第一項」の下に「又は第二項」を加える。  
第二十五条中「一万円」を「五万円」に改め

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

最近における中小小売商をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、中小小売商の事業活動の機会を適正に確保するため、大企業者の事業の開始又は拡大に係る紛争に関する調整措置を強化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十二年五月三十日印刷

昭和五十二年五月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

T